

3-2 基本方針

自転車ネットワーク形成の考え方を踏まえ、2つの基本方針にもとづき、自転車ネットワークを検討する。

方針① 沖縄本島の観光目的の自転車ネットワークの柱となる本島1周の幹線軸を形成

沖縄本島における広域移動の主目的である観光で自転車利用する際に、連続的な移動が出来る観光の柱となる本島1周の自転車ネットワーク路線の形成を図る。

観光目的のうち、シェアサイクルでまちなかを散策するような自転車利用を想定した自転車ネットワークは、市町村が路線を選定し、整備については連携して行う。

方針② 市町村間を連絡するネットワークの形成

本自転車ネットワーク計画は、市町村の自転車ネットワーク計画において、隣接市町村との接続を考慮する上で指針となる性格を有している。

各市町村は、幹線道路の整備状況、自転車の利用ニーズ等を考慮しながら、市町村間における自転車ネットワークを検討するが、隣接市町村と連携する様な広域な自転車ネットワークは、県と市町村で連携し検討を進める。

表 3-1. 本計画における利用目的に応じた自転車ネットワークの形成

| 利用目的 | | 対象者 | 自転車利用のイメージ | 対象コース／路線 |
|------|------------------|--------|---------------------------|--|
| 観光 | 長距離サイクリング／トレーニング | 上級者 | 自身のスポーツバイクを持参 | 方針① 本島一周の長距離サイクリングコース |
| | まちなか散策 | 初級者／県民 | シェアサイクルやレンタサイクルを借りる | 方針① まちなかや観光エリアを周遊する短距離コース →市町村で路線を選定し、整備 |
| 日常 | 通勤・通学・買物などの日常移動 | 県民 | 所持する自転車を利用 シェアサイクルを借りる | 方針② 市町村で自転車ネットワーク路線として選定。 →隣接市町村間を跨ぐ広域ネットワークは、県と市町村で連携 |



3-3 計画目標

自転車活用推進計画の目標を踏まえ、3つの計画目標を設定した。

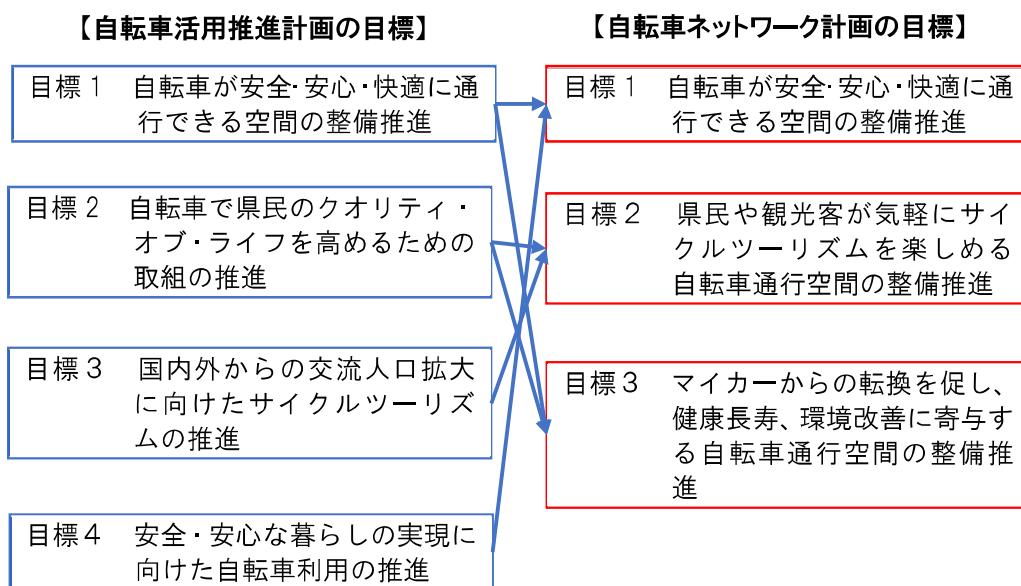


図 3-1.沖縄県自転車ネットワーク計画の目標

4 自転車ネットワーク

4-1 対象路線の選定

(1) 路線選定の考え方

沖縄本島におけるこれまでのサイクリツーリズムに関する取組み(ツール・ド・おきなわ、ナショナルサイクルルート認定に向けた動き等)を踏まえ、本島1周をつなぐ。

(2) 路線選定の方法

路線選定にあたってはサイクリストへの分かりやすさや走行の安全性(規制速度、交通量、路肩幅員等)、走行の快適性(交差点数、坂道の有無等)、地域の魅力(観光資源分布等)などを考慮して選定する。



4-2 路線選定の結果

【沖縄本島全域】



図 4-1.自転車ネットワーク路線選定結果：沖縄本島全域

※自転車ネットワーク対象路線は、現地状況や関係機関等との調整により変更する場合があります。

【北部圏域】



図 4-2.自転車ネットワーク路線選定結果：北部圏域

出典：ちゅらチャリ HP、CYCY（サイサイ）HP 情報より作成

【中部圏域】



図 4-3.自転車ネットワーク路線選定結果：中部圏域

出典：ちゅらチャリ HP、CYCY（サイサイ）HP 情報より作成



【南部圏域】

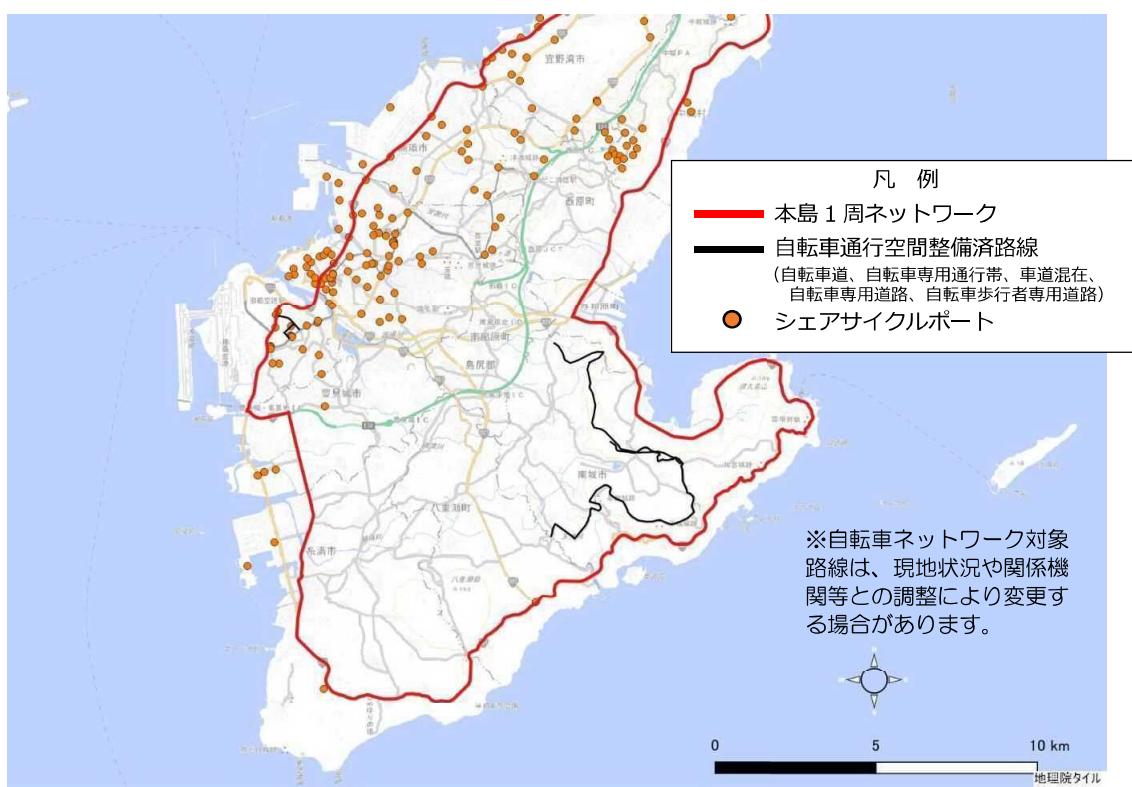


図 4-4.自転車ネットワーク路線選定結果：南部圏域

※自転車ネットワーク対象路線は、現地状況や関係機関等との調整により変動する場合があります。

出典：ちゅらチャリ HP、CYCY（サイサイ）HP 情報より作成



5 自転車通行空間の整備形態

5-1 基本的な整備形態

自転車通行空間は、整備ガイドラインに基づき検討するものとする。ここでは、同ガイドラインに示している3つの整備形態（自転車道、自転車（専用）通行帯、車道混在）を示す。

■ 基本的な整備形態のイメージ(国ガイドラインより)

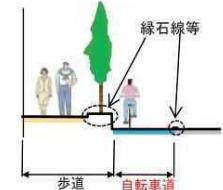
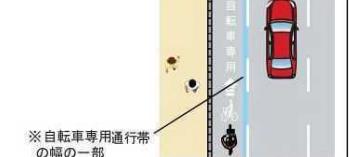
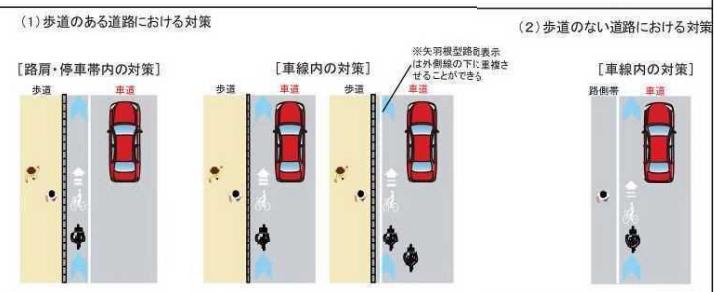
| 整備形態 | 【整備イメージ】 | |
|-------------------------|---|--|
| 自転車道 |  |  |
| 自転車専用通行帯 |  |  |
| 自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在) |  |  |

図 5-1.自転車通行空間の基本的な整備形態

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁 H28.7）



5-2 暫定的な整備形態

自転車道、自転車（専用）通行帯での整備が理想的な自転車通行形態ではあるが、理想形での整備が困難な場合は、暫定形として車道混在や、当面の措置として自歩道による整備も考えられる。

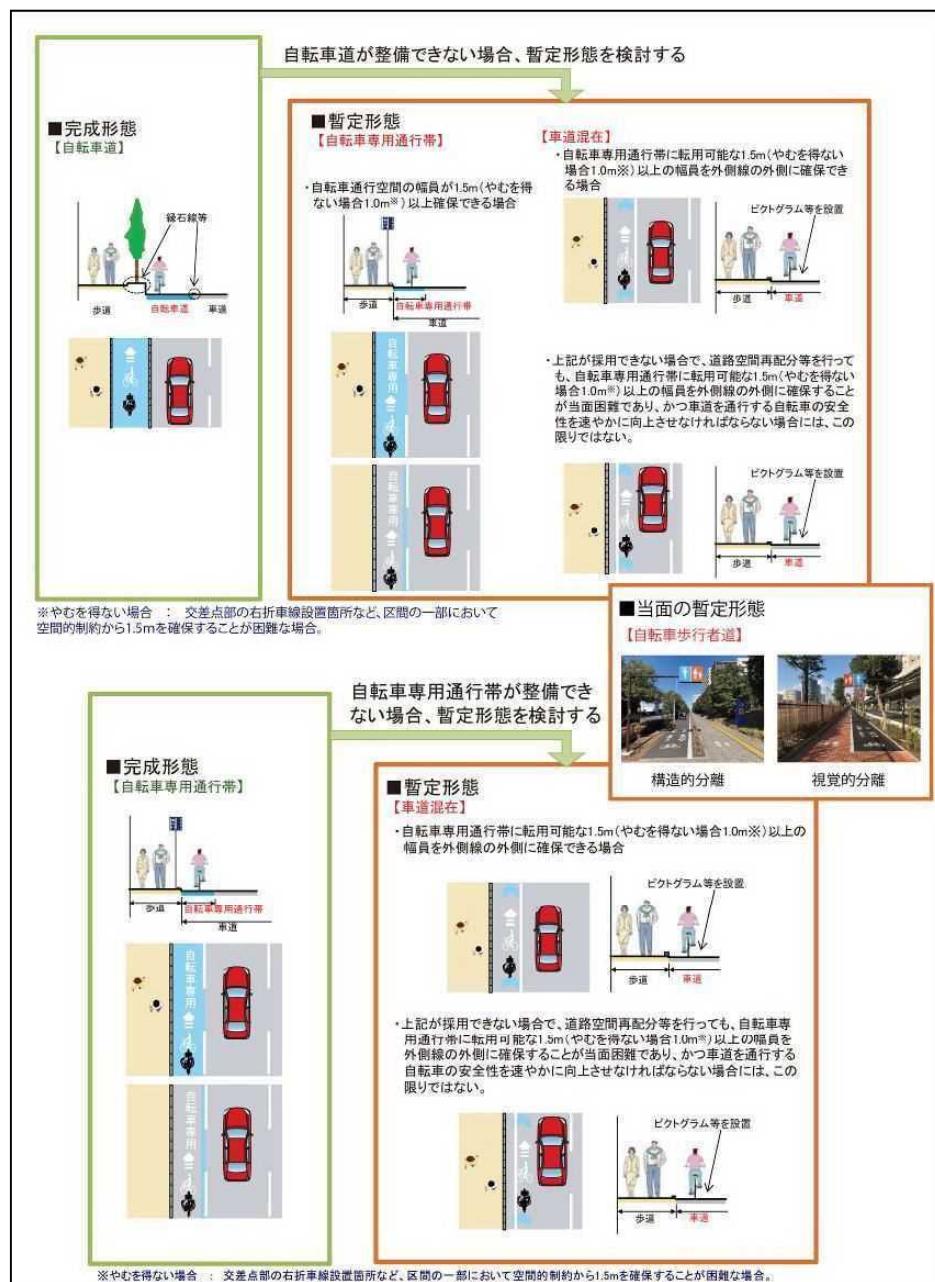


図 5-2.自転車通行空間の暫定的な整備形態

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁 H28.7）



5-3 案内サインの設置

沖縄本島 1周ルートでは、観光利用を想定しており、ルートの案内、観光地への案内サインの設置が重要となると考えられる。

そのため、別途サイン計画を検討し、統一的なサインをルート上の適切な場所に設置することとする。

単路部での案内例



愛媛県今治市大三島(しまなみ海道)

交差点での案内例



①予告



②分岐

- 主要な地点までの距離について一定間隔(1kmごと)で設置



愛媛県今治市大島(しまなみ海道)

- 現在位置がわかる地点表を一定間隔(500mごと)で設置



③分岐後

広島県尾道市(しまなみ海道)

- 交差点等の分岐部において、進行方向を示すために、①50m手前、②分岐部、③分岐後に案内表示を設置している。

図 5-3.しまなみ海道におけるサイン設置の事例

出典：国土交通省資料



6 ネットワーク路線形成のための留意事項

日常利用を中心とした自転車ネットワーク計画は、市町村を中心として検討することとなる。自転車ネットワーク計画の検討時には、沖縄県の道路の特性を踏まえて、下記について留意する。

6-1 自転車通行空間整備に関する留意事項

(1) 市町村間の自転車ネットワークの連続性

特に沖縄県南部においては市町村をまたぐ自転車の利用も多く、自転車ネットワークについても、市町村境で途切れることがないような整備が必要である。

そのため、各市町村における自転車ネットワーク計画の検討時には、市町村間の自転車利用者の移動の状況を踏まえ、沖縄県や周辺市町村と協議し、市町村を越えた連続性を確保する。

(2) 狹小道路の自転車通行空間整備に関する考え方

通学路に指定されているような区間は、ゾーン 30 やゾーン 30 プラスやスクールゾーンに設定されている場合が多く、未就学児や小学生といった歩行者が多く通行している。自転車ネットワークの整備においては、歩行者の安全に十分留意をする。

(3) 早期整備に関する対策

自転車通行空間の早期の整備を実現するため、各市町村で予定される無電柱化事業、街路整備事業、土地区画整理事業等といった事業に合わせた整備により、整備の促進を図る。



6-2 維持管理に関する対策

沖縄県は亜熱帯性気候に属しており、他県と違い冬季においても青々とした雑草が見られ、例えば、イネ科雑草のチガヤやススキについては、西日本以北では冬期に地上部枯死するのに対して、沖縄においては一年を通じて常緑で旺盛な生長が見られる。

このような地理的特性を踏まえ、自転車ネットワークにおける維持管理においては下記の点に留意する。

表 6-1.維持管理に関する対策

| No | 対策 | 対策場所 | 対策内容 |
|-----------|----|--------|---|
| ① 維持管理 | 路面 | 路面 | <ul style="list-style-type: none">・除草・道路巡視・路面補修・路面清掃 |
| | | 沿線休憩施設 | <ul style="list-style-type: none">・トイレ清掃・巡視 |



刈払い直後（6月1日）



刈払い2週間後（6月24日）
2週間後には、草丈30cm程度に生長しています



図 6-2.12月の雑草繁茂の状況

出典：沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（平成29年3月）



6-3 その他

(1) 駐輪場整備に関する対策

都道府県別の駅周辺駐輪場の収容台数をみると、沖縄県は 448 台（モノレール駅周辺）となっており、全国で最も収容台数が少ない状況にある。

県民からの駐輪場整備に関する要望があるため、自転車通行空間の整備と合わせ、まちなか等における駐輪場の設置推進を行う。

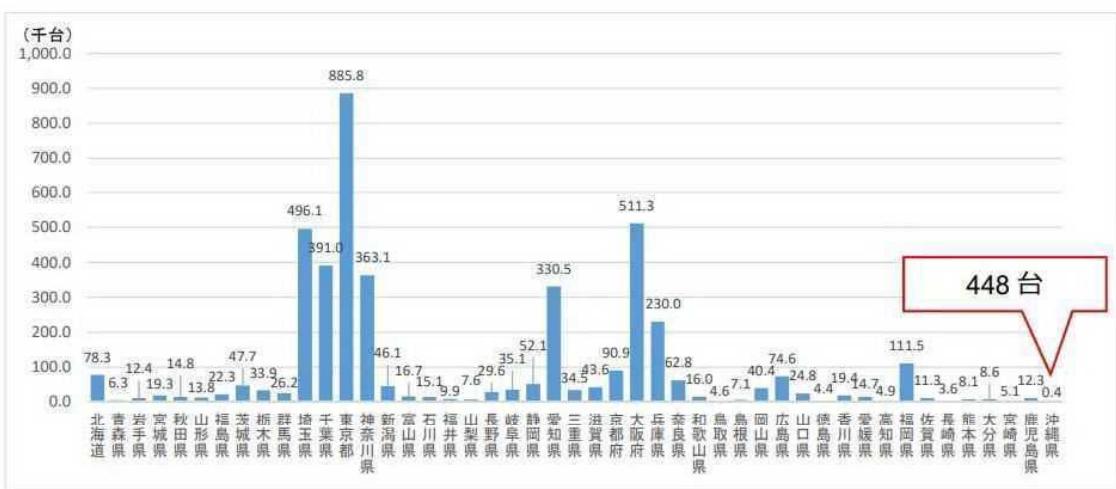


図 6-3. 駅周辺における自転車収容能力（平成 27 年 8 月末現在）

出典：駅周辺における放置自転車等の実態調査（内閣府 平成 28 年 3 月）

(2) 自転車利用者のヘルメット努力義務への対応

道路交通法（道路交通法第 63 条の 11）の一部改正により、令和 5 年 4 月 1 日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化される。自転車通行空間の整備と合わせ、自転車利用者に対して、ヘルメット着用について周知推進を実施する。



7 計画のフォローアップ及び見直し

沖縄県自転車活用推進計画において、「【措置 1-②】自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備」として重点施策の1つに位置付けられるとともに、「ナショナルサイクリルルートへの指定」が、2025 年までの目標として掲げられている。また、自転車ネットワーク対象路線の整備は、県の観光部局、県内の市町村との連携した取組が必要になる。

以上を踏まえ、沖縄県自転車活用推進計画の推進を目的に毎年実施される連絡会議等にて、関係部局や市町村と連携を図るとともに、進捗状況のフォローアップを実施する。

なお、2025 年度には自転車活用推進計画 後期計画を策定予定であり、後期計画における自転車活用推進計画の見直し内容を受け、必要に応じて自転車ネットワーク計画の見直しを行う。

